

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	26	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	39-1	許認可等の内容	狩猟免許の交付
1 根拠規定 <b>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</b> (定義) 第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。 2 この法律において「法定猟法」とは、銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。))をいう。以下同じ。) 網又はわなであって環境省令で定めるものを使用する猟法その他環境省令で定める猟法をいう。 (狩猟免許) 第三十九条 狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許(以下「狩猟免許」という。)を受けなければならない。 2 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に区分する。 3 次の表の上欄に掲げる猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をしようとする者は、当該猟法の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる狩猟免許を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号(同号イに係る部分を除く。)に掲げる場合は、この限りでない。					
		猟法の種類	狩猟免許の種類		
		網を使用する猟法又は第二条第二項の環境省令で定める猟法	網猟免許		
		わなを使用する猟法	わな猟免許		
		装薬銃を使用する猟法	第一種銃猟免許		
		空気銃を使用する猟法	第二種銃猟免許		
4 第一種銃猟免許を受けた者は、装薬銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができるほか、空気銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる。 (狩猟免許の欠格事由) 第四十条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許(第六号の場合にあっては、取消しに係る種類のものに限る。)を与えない。 一 二十歳に満たない者 二 精神障害又は発作による意識障害をもたらす、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(前三号に該当する者を除く。) 五 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 六 第五十二条第二項第一号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	26	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	39-1	許認可等の内容	狩猟免許の交付
<p>(狩猟免許の申請)</p> <p>第四十一条 狩猟免許を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県知事(以下「管轄都道府県知事」という。)に、申請書を提出し、かつ、管轄都道府県知事の行う狩猟免許試験を受けなければならない。</p> <p>(狩猟免許の条件)</p> <p>第四十二条 管轄都道府県知事は、狩猟の適正化を図るため必要があると認めるときは、狩猟免許に、その狩猟免許に係る者の身体の状態に応じ、その者がすることができる猟法の種類を限定し、その他狩猟をするについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。</p> <p>(狩猟免許の交付)</p> <p>第四十三条 狩猟免許は、狩猟免許試験に合格した者に対し、環境省令で定めるところにより、狩猟免許状を交付して行う。</p> <p>(狩猟免許の有効期間)</p> <p>第四十四条 狩猟免許の有効期間は、当該狩猟免許に係る狩猟免許試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までの期間とする。</p> <p>2 第五十一条第三項の規定により更新された狩猟免許の有効期間は、三年とする。</p> <p>(狩猟免許の記載事項)</p> <p>第四十五条 狩猟免許状には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 狩猟免許の番号</li><li>二 狩猟免許の交付年月日及び狩猟免許の有効期間の末日</li><li>三 狩猟免許の種類</li><li>四 狩猟免許を受けた者の住所、氏名及び生年月日</li></ul> <p>2 管轄都道府県知事は、前項に規定するもののほか、狩猟免許を受けた者について、第四十二条の規定により、狩猟免許に条件を付し、又は狩猟免許に付されている条件を変更したときは、その者の狩猟免許状に当該条件に係る事項を記載しなければならない。</p> <p>(狩猟免許の記載事項の変更の届出等)</p> <p>第四十六条 狩猟免許を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、管轄都道府県知事(都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の管轄都道府県知事)に届け出て、狩猟免許状にその変更に係る事項の記載を受けなければならない。</p> <p>2 狩猟免許を受けた者は、狩猟免許状を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、環境省令で定めるところにより、管轄都道府県知事に申請して、狩猟免許状の再交付を受けることができる。</p> <p>(受験資格)</p> <p>第四十七条 第四十条各号のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	26	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	39-1	許認可等の内容	狩猟免許の交付
<p>(狩猟免許試験の方法)</p> <p>第四十八条 狩猟免許試験は、環境省令で定めるところにより、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 狩猟について必要な適性</li><li>二 狩猟について必要な技能</li><li>三 狩猟について必要な知識</li></ul> <p>(狩猟免許試験の免除)</p> <p>第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、環境省令で定めるところにより、狩猟免許試験の一部を免除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の有効期間内に、当該狩猟免許の種類以外の種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受けようとするもの</li><li>二 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、第五十一条第三項の狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者</li></ul> <p><b>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</b></p> <p>(法第二条第二項の環境省令で定める銃器、網又はわな)</p> <p>第二条 法第二条第二項の環境省令で定める銃器、網又はわなは、それぞれ次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 銃器装薬銃及び空気銃(空気銃にあつては、圧縮ガスを使用するものを含み、コルクを発射するものを除く。以下同じ。)</li><li>二 網 むそう網、はり網、つき網及びなげ網</li><li>三 わな くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな(囲いわなにあつては、農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置するものを除く。)</li></ul> <p>(狩猟免許の欠格事由)</p> <p>第四十七条 法第四十条第二号の環境省令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 精神分裂病</li><li>二 そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)</li><li>三 てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)</li><li>四 前三号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気</li></ul> <p>(狩猟免許の申請等)</p> <p>第四十八条 法第四十一条の規定による狩猟免許の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「免許申請書」という。)を都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 申請者の住所、氏名及び生年月日</li><li>二 受けようとする狩猟免許の種類</li></ul>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	26	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	39-1	許認可等の内容	狩猟免許の交付	
<p>三 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無及び罰金以上の刑に処せられたことがあるときはその刑の執行が終わり、又は執行を受けることなくなった年月日</p> <p>四 法第五十二条第一項の規定により狩猟免許が取り消されたことがあるときは当該取消しに係る狩猟免許の種類、取消しをした都道府県知事名及び取消しの年月日</p> <p>五 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けようとする者であって、銃器の所持について申請者が現に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の番号及び交付年月日</p> <p>六 受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を申請者が現に受けている場合にあっては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日</p> <p>七 申請者が一の登録年度(毎年四月十六日から翌年四月十五日までをいう。以下同じ。)において、受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は法第五十一条第一項の規定による狩猟免許の有効期間の更新に係る申請書(以下「免許更新申請書」という。)を提出している場合にあってはその旨</p> <p>2 前項の免許申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。</p> <p>一 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し</p> <p>二 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、その者が法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書</p> <p>三 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの一枚</p> <p>3 法第四十三条の狩猟免状の様式は、様式第十六のとおりとする。</p> <p>4 法第四十六条第一項の規定による狩猟免状の記載事項の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を管轄都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>一 変更前の届出者の住所、氏名及び生年月日</p> <p>二 狩猟免許の種類並びに狩猟免状の番号及び交付年月日</p> <p>三 変更に係る事項</p> <p>四 変更の年月日</p> <p>五 変更の理由(狩猟免許の欠格事由)</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	26	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	39-1	許認可等の内容	狩猟免許の交付
<p>5 法第四十六条第二項の規定による狩猟免許の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 申請者の住所、氏名及び生年月日</li><li>二 狩猟免許の番号及び交付年月日</li><li>三 狩猟免許を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した事情</li></ul> <p>(住所の変更の通知)</p> <p>第四十九条 管轄都道府県知事は、他の都道府県の区域からその管轄する区域内に住所を移した者から法第四十六条第一項の規定による住所の変更の届出を受理したときは、遅滞なく、旧住所地の都道府県知事にその旨を通知するものとする。</p> <p>(狩猟免許の亡失の届出)</p> <p>第五十条 狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四十八条第五項の申請をした場合は、この限りでない。</p> <p>(狩猟免許試験)</p> <p>第五十一条 都道府県知事は、狩猟免許試験を、毎登録年度一回以上行わなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、登録年度開始後、速やかに、当該登録年度に行う狩猟免許試験(次項に規定する免許試験を除く。)について、免許試験を行う場所及びその期日、免許申請書の提出期間その他必要な事項を公示しなければならない。</p> <p>3 法第四十九条第二号に該当する者(以下この項において「未更新者」という。)に係る免許試験については、前項の規定にかかわらず、未更新者が第四十八条第一項の規定により免許申請書を提出した場合においては、当該免許申請書を受理した管轄都道府県知事は、当該未更新者に対し、免許試験を行う場所及びその期日その他必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(適性試験)</p> <p>第五十二条 法第四十八条第一号の狩猟について必要な適性について行う試験(以下「適性試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、その合格基準は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	26	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	39-1	許認可等の内容	狩猟免許の交付	

科目	視力	聴力	運動能力
合格基準	<p>一 網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験にあっては、視力(万国式試視力表により検査をした視力で、矯正視力を含む。以下同じ。)が両眼で〇・五以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が〇・五以上であること。</p> <p>二 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験にあっては、視力が両眼で〇・七以上であり、かつ、一眼でそれぞれ〇・三以上であること。ただし、一眼の視力が〇・三に満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が〇・七以上であること。</p>	<p>一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警音器の音が聞こえる聴力(補聴器により補正された聴力を含む。)を有すること。</p>	<p>狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。</p>

(技能試験)

第五十三条 法第四十八条第二号の狩猟について必要な技能について行う試験(以下「技能試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる狩猟免許の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる課題について行うものとする。

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	26	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	39-1	許認可等の内容	狩猟免許の交付
狩猟免許の種類	網猟免許	わな猟免許	第一種銃猟免許	第二種銃猟免許	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。</li> <li>二 第二条第二号に掲げる網の一つを架設すること。</li> <li>三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。</li> <li>二 第二条第三号に掲げるわなの一つを架設すること。</li> <li>三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 模造銃(空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第四号までにおいて同じ。)について点検、分解及び結合の操作を行うこと。</li> <li>二 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。</li> <li>三 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。</li> <li>四 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。</li> <li>二 距離の目測を行うこと。</li> <li>三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li> </ul>	

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	26	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	39-1	許認可等の内容	狩猟免許の交付	
				五 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 六 距離の目測を行うこと。 七 鳥獣の図面、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にすること。		
<p>2 技能試験の採点は、減点式採点方法により行うものとし、その合格基準は、七十パーセント以上の成績であることとする。</p> <p>(知識試験)</p> <p>第五十四条 法第四十八条第三号の狩猟について必要な知識について行う試験(以下「知識試験」という。)は、記述式、択一式又は正誤式の筆記試験により鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識について行うものとし、その合格基準は、七十パーセント以上の成績であることとする。</p> <p>(試験の順序等)</p> <p>第五十五条 都道府県知事は、免許試験を行う場合においては、適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、当該適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者に対しては、他の試験を行わないものとする。</p> <p>2 都道府県知事が二以上の種類の狩猟免許に係る免許試験を併せて行う場合において、これらの免許試験のうち二以上の種類の狩猟免許に係る免許試験を受ける者について第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験を行ったときは、当該者について当該狩猟免許以外の種類の狩猟免許に係る適性試験を行ったものとみなす。</p> <p>3 都道府県知事が二以上の種類の狩猟免許に係る免許試験を併せて行う場合において、これらの免許試験のうち網猟免許及びわな猟免許に係る免許試験のみを受ける者について網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験を行ったときは、当該者について当該狩猟免許以外の種類の狩猟免許に係る適性試験を行ったものとみなす。</p>						



(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	26	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	39-1	許認可等の内容	狩猟免許の交付	
<p>(試験の免除)</p> <p>第五十六条 管轄都道府県知事は、狩猟免許の申請者が法第四十九条第一号に該当する者であるときは知識試験(猟具に係るものを除く。)を、同条第二号に該当する者であるときは同号の事由がやんだ日から起算して一月以内に同号に該当する者である旨及び同号の事由がやんだ日を証する書類を添えて免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除するものとする。</p> <p>2 法第四十九条第二号の環境省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 海外旅行をしていたこと。</li><li>二 病気にかかり、又は負傷していたこと。</li><li>三 法令の規定により身体を拘束されていたこと。</li><li>四 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。</li></ul> <p>(免許試験の受験禁止の通知)</p> <p>第五十七条 管轄都道府県知事は、法第五十条第三項の規定により免許試験の受験を禁止したときは、遅滞なく次に掲げる事項を環境大臣に通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 当該禁止に係る者の住所、氏名及び 生年月日</li><li>二 当該禁止の年月日及びその理由</li><li>三 当該禁止の期間</li></ul>						